○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物(平成十三年経済産業省告示第七百五十八号)輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する告示(新旧対照条文

十一 (略)	別表第一の一○の項(四)に掲げる貨物であって、貨別表第一の一○の項(四)に掲げる貨物であって、貨	ものとする。	改 正 後	
十八(略)	一・二 一 一・二 一・二	ものとする。 定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当する」をにより経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するを、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第3の3の規		(傍線部分は改正部分)

二十 (略)	十八 (略)		<u>十五</u> (略)	、貨物等省令第九条第十一号の二イに該当するもの	十四 輸出令別表第一の十の項(九の二)に掲げる貨物であって	十三 (略)	十二(略)
二十六 (略)	二十四 (略)	二十二 (略)	<u>二十一</u> (略)		て (新設)	二十 (略)	十九 (略)

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項 ŧ す 3 技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物 を除く。)の開発 製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する告示 第 七号 ハ及び 第八号への規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようと (同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当する 新旧対照条文

○貿易 技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除)の開発、 関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする 製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成二十年経済産業省告示第百八十七号)

正後

現

行

傍線部分は改正

部

分

改

単に 発、 とができない 電子的方式、 取 同 記 物 引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録 されるおそれがある場合は、 おいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。)の開 大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令 録されているとき、 0 の一の項の中欄に掲げる貨物 から 製造又は使用 開 「文書等」という。)において、当該技術が同 十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。 第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経 掲げる貨物の開 .発等のために用いられることとなる旨記載され、 関 相手方若しくは当該 係貿易外取引等に 一絡を受けたときとする。 磁気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ 方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して 限りでない。 (以下単に 発等のために用いられることとなる旨当該 又は取引を行おうとする者が、当該技術が !技術を利用する者若しくはこれらの代 関 その取引に関する契約書若しくは取 する省令 「開発等」という。)のために利用 (同令第四条第一項 ただし、 (平成 次のい + 年 通 ずれかに掲げ 欄に掲げる貨 商 第一号イに 産 若しくは 業省)別表 済産業 令 理 取 記 物 同

単に「文書等」という。)において、 とができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して 発、 第一の一の項の中欄に掲げる貨物 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ 引を行おうとする者が入手した文書、 されるおそれがある場合は、 おいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。)の 和二十四年政令第三百七十八号。 大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令 る場合はこの限りでない。 (号) 引の相手方若しくは当該 .欄に掲げる貨物の開 録されているとき、 0 人から連絡を受けたときとする。 貿易関係貿易外取引等に関する省令 開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは 製造又は使用(以下単に 第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定により経済産業 発等 又は取引を行おうとする者が、 $\dot{\mathcal{O}}$ 技術を利用する者若しくはこれらの代 その取引に関する契約書若しくは取 ために用いられることとなる旨当該 「開発等」という。)のために利用 以下「輸出令」という。 (同令第四条第一項第一号イに ただし、 当該技術が同欄に掲げる貨 図画若しくは電磁的記録 (平成十年通商産業省令 次のい ずれかに 当該技術が)別表 (昭 開

〜八 (略)	〜八 (略)
(削る)	九 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関す
	る特別措置法(平成二十年法律第一号)に基づく補給支援活
	動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実
	施される事前の訓練を含む。)の用に供するために役務の提
	供を行う場合
(削る)	十 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の
	実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)に
	基づく対応措置(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九
	号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するた
	めに役務の提供を行う場合
別表(略)	別表(略)

入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する告示 出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出 新旧対照条文 すべきものとして無償で輸

た貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物 出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入し (平成十二年通商産業省告示第七百四十六号) (傍線部分は改正部分)

改 正 後

現

行

朝鮮を仕向地とするものを除く。) 次に掲げるもの(1から5までの項に規定する貨物であって北大に掲げで輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、

1~7 (略)

9 (略)

を仕向地とするものを除く。) 次に掲げるもの(5及び6の項に規定する貨物であって北朝鮮二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、

1 (略)

(削る)

朝鮮を仕向地とするものを除く。)朝鮮を仕向地とするものを除く。)次に掲げるもの(1から5までの項に規定する貨物であって北無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、

1~7 (略)

9 (略)

を仕向地とするものを除く。) 次に掲げるもの(5及び6の項に規定する貨物であって北朝鮮二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、

1 (略)

る特別措置法 テロ対策海 用に供するため (平成 阻 止 に自 活 動に対する補 十年法律第 「衛隊が輸出 号 する貨物であって 給支援活動の に基 く補 実施 給支援活 に関す 当該

(削る)

略略略略略

9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |

すべきもの

(略)

が輸出する貨物であって、当該対応措置の終了後本邦に輸入 同法第三条第一項第三号に規定する関係行政機関をいう。 基づく対応措置の用に供するため自衛隊及び関係行政機関 実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)に

略略略略

補給支援活動の終了後本邦に輸入すべきもの

3 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の